議 事 日 程

平成29年第1回浜中町議会定例会平成29年3月8日 午前10時開議

日程	議案番号	議件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	調査報告	総務経済常任委員会書簡事務調査報告について
日程第 7	調査報告	社会文教常任委員会書簡事務調査報告について
日程第 8	報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 9	報告第 2 号	専決処分の報告について
日程第10	議案第 1 号	平成28年度浜中町一般会計補正予算(第7号)
日程第11	議案第 2 号	平成28年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第12	議案第 3 号	平成28年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第13	議案第 4 号	平成28年度介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第14	議案第 5 号	平成28年度浜中診療所特別会計補正予算(第3号)
日程第15	議案第 6 号	平成28年度浜中町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第16	議案第 7 号	平成28年度浜中町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第17		町政執行方針
日程第18		教育行政執行方針

◎開会宣告

○議長(波岡玄智君) ただ今から、平成29年第1回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

〇議長(波岡玄智君) これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(波岡玄智君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番加藤議員及び2番堀金 議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長(波岡玄智君) 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

- 3番鈴木議員。
- ○3番(鈴木誠君) (□頭報告あるも省略)
- ○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。 これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から16日までの9日間とし、 うち11日及び12日の2日間を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの9日間とし、うち11日及び 12日の2日間を休会することに決定しました。

◎日程第4 諸般報告

〇議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

〇議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

〇町長(松本博君) 本日、第1回浜中町議会定例会に議員全員のご出席をいただき、 誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

- **〇議長(波岡玄智君)** 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。 教育長。
- **〇教育長(内村定之君)** 前議会からこれまで教育行政の主なものについてご報告をいたします。

(教育行政報告あるも省略)

〇議長(波岡玄智君) これで行政報告を終わります。

◎日程第6 総務経済常任委員会所管事務調査報告

〇議長(波岡玄智君) 日程第6 所管事務調査を行います。

本件については、総務経済常任委員会で所管の事務調査を行い、このたび報告書の提出がありました。職員に報告書を朗読させます。

- **○護事係長(渡邉馨君)** (調査報告朗読あるも省略)
- ○議長(波岡玄智君) 委員長より報告を求めます。 4番中山議員。
- ○4番(中山眞一君) (□頭報告朗読あるも省略)
- ○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。 これで報告を終わります。

◎日程第7 社会文教常任委員会所管事務調査報告

○議長(波岡玄智君) 日程第7 所管事務調査報告をします。

本件については、社会文教常任委員会で所管の事務調査を行い、このたび報告書の提出がありました。職員に報告書を朗読させます。

- ○議事係長(渡邉馨君) (調査報告朗読あるも省略)
- **〇議長(波岡玄智君)** 委員長より報告を求めます。

1番加藤議員。

- **〇1番(加藤弘二君)** (口頭報告朗読あるも省略)
- 〇議長(波岡玄智君) お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。 これで報告を終わります。

◎日程第8 報告第1号専決処分の報告について

○議長(波岡玄智君) 日程第8 報告第1号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 報告第1号専決処分の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、一般寄付金ふるさと納税の増に伴い、 ふるさと納税お礼品の予算に不足が生じた為、また町有施設におけるアスベスト含有量 調査業務委託料の増額に伴う歳入及び歳出の補正予算を12月22日付をもって専決処 分させていただいたところであります。 補正の内容といたしましては、歳出では2款総務費、その他一般行政に要する経費で、 ふるさと納税お礼品として2,500万円、ふるさと納税が代理納付システム利用料として55万6,000円をそれぞれ追加するもの。町有施設管理に要する経費でアスベスト 含有量調査委託料として147万4,000円を増額し今回の補正額は、2,703万円の 追加となります。

一方、歳入につきましては17款寄附金でふるさと納税の収入見込み増により5,000万円を追加。18款繰入金で財政調整基金繰入金2,500万円の減額。19款繰越金で前年度剰余金203万円の追加は、いずれも財源調整によるものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は66億2,008万5,000円となります。 以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(波岡玄智君) これから報告第1号の質疑を行います。 9番川村議員。
- ○9番(川村義春君) 歳出の2款総務費の総務管理費、3目財産管理費の町有施設管理に要する経費のアスベスト含有量調査業務委託料についてお伺いをいたします。15、6年前だったと思いますけれども、このアスベスト調査は、建物構造外壁と内壁の調査を数ヵ所に渡ってやったと思います。その結果に基づいて、それぞれ対応してきてほとんど影響がなかったという事で済まされてきた訳ですが、人体に影響があるかどうかの調査をした訳ですけれども、ほとんどなかったという事で私は、理解しております。その後この調査が必要になったのは、調査基準が変更されたことによるもので調査項目が増えた事によって再度、同じ公共施設の調査をしなければならなくなったのか、その辺の経緯と設置場所は22カ所ですけれども主に公共施設の中で特にどのような施設が対象となっているのか、調査結果の納期についても教えていただきたいと思います。
- **〇議長(波岡玄智君)** 町民課長。
- **〇町民課長(渡部直人君)** 町有施設に要する経費のアスベスト含む有料調査業務委託 料に係る補正についてご説明させていただきます。

まず初めに議員おっしゃられました後になってアスベスト調査が再度、必要になった のかというお話の部分につきましては平成17年に吹きつけアスベストの健康被害が問題となりまして浜中町におきましても公共施設の点検調査を実施し、その後に対策をしております。これについては既に対策が済んでいると認識しております。その後、法律 等の取り扱いの中で変わった部分がありまして今回煙突用の断熱材にアスベストが含んでいるという所の調査をやるのですが、この部分ですけれども平成18年9月以降にアスベストの基準で言いますと0.1%を超える部分の建材の使用は禁止されました。その後、大気汚染防止法等が改正になりまして、建築物の解体工事などのアスベストの曝露防止義務の対策が強化されております。これが平成26年6月と言う事になっております。この際は、工事等の部分での曝露対策をするというふうに認識しておりましたけれども、施設管理上の分につきましてもアスベストの点検義務は、その法律の中では無かったんです。きちんと管理すべきという事の通達が昨年平成28年10月に国、道からありましてこの度、検査をするような形になっております。これは、去年の10月以降に札幌市とかでアスベストを含んでいる部分があって給食用のボイラーの故障で給食が止まったという問題があらゆるところでありました。

これにつきましては、10月以降は動いていると言うのが実情です。それで、この度、専門業者とも相談しながら11月に道からのマニュアルが示されております。それに基づきまして点検活動をやると言う事で、その際22設についてアスベストを含んでいる煙突があって断熱材があるところを今回点検するこ事になりました。この22設については、町有管理施設が10施設、教育委員会管轄の施設が12設の22設です。主なもので説明いたしますと町民温水プール、給食センター、散布小中学校、西円朱別地域体育館と小学校それぞれに煙突があるので管理も教育委員会管轄と町と言う事になっております。施設としては2施設と言う事になりますけれども、姉別農村環境センターなどとなっております。納期は、この度12月21日に専決をいただきまして業務委託につきましては20年1月16日から3月24日までが調査委託業務の期間となっております。以上です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 川村議員。
- **〇9番(川村義春君)** 大変詳しくご説明をいただきました。ありがとうございます。 道からマニュアルが示されて実施となったという事で施設の内容についても解りました以前調査した中では煙道は、なかったと理解いたします。それで納期が3月24日と 言う事ですから、その時点の調査結果によってアスベストが含まれているという煙道が発見された場合の対応は、どのようになりますか。
- **〇議長(波岡玄智君)** 町民課長。
- **〇町民課長(渡部直人君)** この22施設についてアスベストの含有が発見された場合

は、マニュアルに基づいてやる形になりますけれども一応流れは、含有が含まれていた 部分と2つのパターンがあります。通常は含まれているのですが劣化損傷していない煙 突の中がきれいな状態で剥離とかも一切ない場合については、通常という形で定期点検していく形になりますので措置は、基本的にしなくてもいいです。もし解体等があった場合については、その法に基づいた措置を講じて解消していくという形になります。その他、劣化損傷と要観察と言うものがありますが、この部分の劣化損傷は、直ちに措置して直し封じ込めとかの対策をしなければなりませんけれども要観察も若干、煙突の上部の方に雨風等で剥離が見えて毛羽立っているという状況で崩落まではいってない部分については、飛散する可能性があるのでその場合は、大気中の周辺の部分のアスベストが含まれているかどうかの含有調査をすると言うマニュアルになっております。その結果で対策をするという事になっております。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 今2つの確認された場合の方法としては、劣化してない場合は様子を見て解体の時に対応するという事と飛散している状況が確認されて劣化している場合については再度その調査をするという事ですよね。その上で囲い込みとか、例えばその煙道を使わないようにしてFF式に変えるとか、その部分で対応するという事になると思うんのですが、そういう事でいいですか。

〇議長(波岡玄智君) 町民課長。

○町民課長(渡部直人君) その対応ですけれども、個別の施設によって形態が分かれてくると思うのですが、例えば学校などで大気中に汚染する形があった場合は、今後FF式のストーブを付けるという事で対応して大気中に汚染の可能性があるという事は当然囲い込み点検口や上部の方も塞いでしまうという方式になります。後は、外付けの煙突をつけて他のところでは、緊急避難的に止めるのが大変なので外付けでアルミ製の煙突を付けてそのままボイラーを使うというケースもあります。その際も周辺に散らからないように囲い込みをするというような措置となりますので、いずれ点検結果がでましたら随時施設管理の中で改修計画等と財源との問題もありますけれども、やる時期とか使用状況等もありますので相対的には、各施設管理の中で考えていくという形になると思います。

○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから報告第1号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから報告第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は承認することに決定しました。

◎日程第9 報告第2号 専決処分の報告について

○議長(波岡玄智君) 日程第9 報告第2号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 報告第2号専決処分の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、一般給付金ふるさと納税に伴うお礼品の予算に不足が生じた為、また町道推進における除雪業務委託料、林業専用道の開設に伴う測量設計業務委託料をそれぞれ追加し、歳入及び歳出の予算補正を1月31日付をもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては、歳出で2款総務費、その他一般行政に要する経費でふるさと納税お礼品として1,750万円。ふるさと納税代理納付システムに利用料として37万8,000円をそれぞれ追加。5款農林水産業費、林業に要する経費で姉別進行線、林業専用道測量設計業務委託料として850万円を追加。7款土木費、町道維持管理に要する経費で町道除雪業務委託料として4,000万円を追加。

以上により、今回の補正額は、6,637万8,000円の追加となります。

一方、歳入につきましては10款地方交付税や15款道支出金などを財源に充てた他

17款寄附金でふるさと納税の収入見込み増により3,500万円を追加し、不足する財源につきましては、繰越金1,987万8,000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出の予算の総額は66億8,646万3,000円となります。 次に第2表繰越明許費でありますが、林業占用道調査設計委託料850万円は、国及 び道の補正予算に伴う合版製材生産性強化対策事業補助を受けて実施するものでありま すが事業が年度内に終わらない見込みから地方自治法第213条第1項の規定に基づき あらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする金額の限度額を定めようとする ものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから報告第2号の質疑を行います。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから報告第2号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから報告第2号を採決します。

お諮りします。

○議長(波岡玄智君) 本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

◎日程第10 議案第1号平成28年度浜中町一般会計補正予算(第7号)

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第1号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第1号平成28年度浜中町一般会計補正予算第7号について 提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末に当たり、事業費の確定による減額補正や除雪経費など今後 必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと歳出では、2款総務費では、庁舎建設に要する経費 で、3.799万5.000円を減額、備荒資金組合納付金で超過納付金7.800万円。基 金積立金で財政調整基金積立金5010万円をそれぞれ増額、その他一般行政に要する 経費でふるさと納税お礼品の不足見込みなど1,237万4,000円。 風力発電施設管理 に要する経費で風車の修繕料383万4,000円をそれぞれ追加するなど全体で1億2 5万8,000円の追加。3款民生費では、子供の医療費助成に要する経費で子供医療費 扶助費など133万7,000円を追加するほか老人福祉施設措置費に要する経費で78 0万円、児童手当支給に要する経費400万円をそれぞれ減額するなど全体で2,221 万3.000円の減額。 4款衛生費では、浜中診療所特別会計繰出金1.670万7.00 0円、成人保健に要する経費で225万円、かんがい排水事業用水施設維持管理に要す る経費250万2,000円、衛生センター管理運営に要する経費225万3,000円を それぞれ減額するなど全体で3,207万1,000円の減額。5款農林水産業費の農業費 では、その他農業行政事務に要する経費で機構集積協力金交付事業補助179万2,00 0円を増額、新規就農者育成対策に要する経費で新規就農者誘致事業補助の確定などに より684万7,000円を減額するなど、農業費全体で1,187万7,000円を減額、 林業費では町有林整備事業に要する経費で執行残428万8,000円を減額するなど林 業費全体で542万6,000円を減額、水産業費では、漁港整備に要する経費で丸山散 布物揚場整備工事の執行残などで2,836万2,000円、港湾整備事業に要する経費で 国直轄港湾整備事業管理者負担金2,100万円をそれぞれ減額するなど水産業費全体で 5,651万4,000円を減額し農林水産業費全体で7,381万7,000円の減額とな ります。6款商工費では観光施設に要する経費で琵琶瀬木道改修工事の執行残などで1 17万円を減額するなど全体で221万3,000円の減額。7款土木費では町道維持に 要する経費で消防除雪業務委託料2.000万円を追加、下水道事業特別会計繰出金で1. 047万2,000円を減額するなど土木費全体で533万4,000円を追加。8款消防 費では、防災行政無線に要する経費で防災行政無線デジタル化工事の執行残などで76 8万6,000円を減額するなど全体で972万9,000円の減額。9款教育費では小学 校管理運営に要する経費で172万6,000円、中学校管理運営に要する経費で125万円の追加は、いずれも燃料費の追加によるもの。

教育委員会事務局に要する経費で171万3,000円、給食センターに要する経費で236万6,000円の減額は、主に執行残であり、教育費全体で1,176万7,000円の減額となります。10款公債費では、地方債償還元金で99万2,000円の追加は、貸付利息の見直しに伴うもの。地方債償還利子1,773万3,000円の減は貸付事実の見直し及び貸付実績によるもので公債費全体で1,674万1,000円の減額。11款給与費の3,314万3,000円の減額は職員の採用退職等によるもの。12款災害復旧費では、社会体育施設災害復旧に要する経費で工事契約解除に伴う執行残及び契約解除に伴う賠償金の増額で186万1,000円の減額となります。

以上により今回の補正額は、9,866万8,000円の減額となります。

一方、歳入につきましては、1款町税では個人町民税など最終収納見込みにより全体で5,236万8,000円の追加。12款分担金及び負担金118万3,000円の減額及び13款使用料及び手数料67万7,000円の追加は、いずれも実績見込みによるもの。14款国庫支出金2,781万9,000円。15款道支出金1,140万円の減額は、いずれも事業費等の確定による交付額の実績見込み分であります。16款財産収入90万3,000円の減額は、実績見込みによるもの。18款繰入金では、財政調整基金繰入金3,500万円の減などで3,522万円を減額。20款諸収入では、社会福祉法人浜中福祉会負担金8,00万3,000円増額などのほか風力発電余剰電力売電収入641万9,00円の減などで13万2,000円の減額。21款町債では、事業費及び同意額の確定などにより7,570万円を減額するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は65億8,779万5,000円となります。 次に第2表継続費補正につきましては、平成28年度当初に設定いたしました学校 給食センター改築工事管理委託料及び学校給食センター改築工事にかかる継続費を変更 しようとするものであります。

次に第3表繰越明許費補正につきましては、地方公共団体情報システム機構負担金4 8万2,000円風力発電施設修繕料383万4,000円町民温水プール調査補助委託 料70万円は、いずれも事業が年度内に終わらない見込みから地方自治法第213条第 1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする金額の限 度額を定めようとするもの。役場庁舎建設工事基本設計委託料2,894万4,000円は、 契約金額が確定したことによる限度額の補正であります。

次に第4表債務負担行為補正でありますが漁業近代化資金の利子補給の支払契約につきましては、平成28年度分の融資実績による利子補給金額の確定に伴い期間は、平成29年度から平成42年までとし限度額は117万4,000円にしようとするもの。中小企業特別融資資金の利子補給の支払い契約につきましては、平成28年分の融資実績による利子補給金額の確定に伴い期間は平成29年度から平成37年度度までとし限度額は、73万2,000円にしようとするものであります。

次に、第5表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確 定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが詳細につきましては、企画財政課長より説明させますのでよろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 企画財政課長。
- 〇企画財政課長(金澤剛君) (議案第1号 補足説明あるも省略)
- ○議長(波岡玄智君) 補足説明中ですけれども、この際暫時休憩します。

(休憩 午後12時00分)

(再開 午後 1時00分)

- **〇議長(波岡玄智君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第1号の補足説明を続けます。
 企画財政課長。
- ○企画財政課長(金澤剛君) (議案第1号 補足説明あるも省略)
- **○議長(波岡玄智君)** これから、議案第1号の質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

9番川村議員。

〇9番(川村義春君) 4点程質問させていただきます。まず歳入の35ページの地方 創生推進交付金に関してでございますが、今の説明でありますと交付対象外という事で ありました。

説明としては、国の基準に該当しなかった事による減と言う事でありますけれども、 これが該当しなかった事業とその理由について説明をいただきたいと思います。これに ついては歳出の57ページにあります地域住民生活緊急支援事業に要する経費と関連す ると思いますので、その辺も合わせてお願いをしたいと思います。 それと55ページ風力発電施設管理に要する経費の修繕料でございますけれども383万4,000円の風力発電については、度々故障しているように感じられます。いつから止まっていて、たぶん外国製の部品だと思いますので受注発注してからどのぐらいで出来てきていつ頃稼働するのかお聞かせいただきたいと思います。

それと94ページの小学校管理運営に要する経費の修繕料127万3,000円ですが不足見合い分ということでの説明でありましたが、その内訳を教えていただきたいと思います。

それと95ページの工事請負費の校舎等補修工事で浜中小学校の複式学級に係るもの という事ですけれども、どのような内容で工事をするのかお知らせいただきたいと思い ます。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。

○企画財政課長(金澤剛君) 34ページ、35ページの地方創生推進交付金の関係についてお答えいたします。当初予算1,694万5,000円で28年度歳入国庫補助金を組ませていただいたところであります。議員おっしゃいましたとおり歳出に連動するという事でございます。今回の交付対象の事業の内訳ですけれども総務費11目地域住民生活と緊急支援事業費ということで予算を組んでおりました全てのものについて交付の対象外という事になってございます。この対象外の理由ですけれども、本町の関係の予算につきましては、平成26年度の繰越明許費で予算をセットして27年度から実質事業を実施しております。今回の推進交付金につきましては、新たな取り組みということで国の方からお話されているところでございますけれども本町としては27年度から実質取り組んだという事で新たな取り組みとして認識していたところでありますけれども、28年度に新たに取り組んだ事業が対象であるという事で、この関係につきましては総合振興局の方とも協議をさせていただきましたけれども継続的な事業という事で捉え方をされた事によります交付の対象外と国の方から返されたと言う事で対象外となったものでございます。

〇議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(戸井洋典君) 55ページの風力発電の関係でございます。この故障につきましては1月21日にエラーが発生しまして現場で確認したところ風車本体ではなくて電圧安定化装置の中にある直流から交流へ変換する装置があるんですがその部分が損傷しておりました。メーカーと打合せした際には、外的要因は考えられませんので

18年程経っていますので経年劣化によるものなのかなと思ってございます。部品については、日本の国内で調達できますので発注から1ヵ月半程度で交換できる予定であります。以上でございます。

〇議長(波岡玄智君) 管理課長。

〇管理課長(工藤吉治君) まず1点目の93ページの小学校管理運営に要する経費の修繕料123万円のご質問にお答します。この修繕料123万円につきましては、散布小中学校の浄化槽のブロアー2機あるうち1機が経年劣化により不具合が生じている事から取り替える修繕の予算であります。

もう1点は、茶内第一小学校体会館の窓ガラスを取り替える修繕の予算計上であります。今年は、例年に比べて降雪も多く体育館に残っていた雪が寒暖の差により屋根より せり出して体育館の窓ガラスを破損してしまった事による修繕料であります。

2点目であります95ページの工事請負費125万3,000円の内容についてご説明を申し上げます。浜中小学校が平成29年度の学級編成で3、4年生並びに5、6年生が複式学級になることからの教室の改修工事であります。

内容につきましては、背面のロッカーの撤去並びに黒板及び壁、床等の張替え等の修 繕工事の予算の計上であります。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 35ページの地方創生推進交付金の減についてですけれどもこれについては今、説明があったように57ページの地域住民生活等緊急支援事業が全て全部対象外になったというお話でございます。これは地方創生総合戦略策定した段階でこれらの事業が盛られている訳ですけれども浜中町の地方創生総合戦略を作成して事業を進めるということは、当然財源が必要な訳で全て継続して対象になると私は思っていたんですよ。それが継続事業は、今後予定されている事業の平成29年度の当初予算でも結婚祝い金や出産祝い金が予算計上されている訳ですけれども、これらは全て一般財源か過疎ソフトによって運営しなければならないという事です。こんな事で町財政としては、せっかく総合戦略を作っても何も旨味がないという事になるのではなかと思います。その辺についてまず確認したいのは、該当しなかった今回の全事業について一般財源で行うのか、他に財源を求めているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それと55ページの風力発電です。私、認識が違っていまして大変失礼しました。国内で発注出来るという事で1カ月ぐらいですから、もう間もなく稼働できるというふう

に理解してよろしいでしょうか。その辺だけお聞きをしておきたいと思います。 学校については93ページ、95ページについては了解しました。

- 〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(金澤剛君)** 総合戦略関係の予算についてご説明申し上げます。

議員おっしゃられますとおり町といたしましても、継続的に国から補助金が交付されるという当初予算を組んだ時は、その予定でございました。

先程お話ししましたとおり26年度繰越明許費の予定でございました国の補正予算からスタートした訳ですけれども、これは先駆的な事業で100%国からの補助金ということで事業を選定して実施したところです。当然、翌年度以降についても対象になるものだろうという認識でおりましたところ、先程お話ししたとおり継続的なもので28年度の新たなものではないと言う判断が下されたところであります。そのような事で28年度の予算の結果につきましては、一般財源に頼らざるを得ないという形になってしまった訳でございます。

なお29年度につきましては過疎ソフトを充当して事業を執り行い町といたしまして は総合戦略に関係する予算ですので国からの財源措置がなかったとしても町の政策とし て認識し事業を推進して参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 川村議員。
- ○9番(川村義春君) ただ今、明確にお答えをいただきました。私は一般質問でも今の子育て支援に係る予算について継続して予算措置出来るのかとお話しした経緯があります。それに対して町長は、継続して財源を何とか探し出して継続して補助していきたいとの答えでありましたので、今の答弁で一般財源というのは町税等あるいは交付税等をあてにする訳ですけれども過疎ソフトを用いて対応すると言う事ですから今後、進めていただきたいと思っております。

今後、総合戦略に関わって新たに交付金の対象となる事業があるのかどうかだけ聞い ておきたいと思います。

- 〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(金澤剛君) ただ今のご質問についてお答えさせていただきます。29年度では、今のところ予算に盛り込むという事は、させていただいておりません。今後、創生絡みということで対象になる事業がございましたら国の方に交付金を申請する形で検討させていただきたいと思います。町民からのアイデアがあれば、ぜひ交

付金を活用させていただきたいと考えておりますのでご理解願います。

〇議長(波岡玄智君) 他にありませんか。

10番田甫議員。

〇10番(田甫哲朗君) 33ページの使用料ですが、ここには6目土木使用料の記載がございません。住宅使用料当初予算要請315万5,000円で予算計上もあって、今回補正がないと言うのは多分予算どおりの収納が出来たのかなと捉えているのですがその確認をさせていただきたいと思います。

それと49ページの庁舎建設に要する経費では、前回の全員協議会の場では、入札によって減額ができたという事でございました。それで当初予算6,693万9,000円のうち測量調査で2,667万6,000円、基本設計で4,026万3,000円という説明ございました。これは、入札の際に一括でこの2項目をされたのか、別々にされたのかによってこの内容が違ってくるのかなと思いますので、この地質調査と基本設計でそれぞれどれくらい低い入札で済んだのか解れば示していただきたいと思います。

関連して今回この庁舎建設に関してパブリックコメントが実施されております。3月 10日期日という事で今日が8日ですので現時点で寄せられた住民からの意見等は、何 件くらいあったのかお知らせいただきたいと思います。

それと95ページの教育費の中学校管理運営に要する経費の霧多布中学校の地下重油 タンク検査委託料141万5,000円増、97ページ校舎等補修工事当初732万8, 000円で、この霧中の地下タンクの腐食防止工事の413万1,000円で予算計上さ れております。この補修工事の減額141万5,000円と95ページの委託料は偶然一 緒の金額なのか、それともこの工事を行った後に検査が必要だったと言う事なのか、そ こら辺の関係を教えていただきたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) 公営住宅の使用料の関係でお伝えいたします。今回平成28年の当初予算では4,315万5,000円を予算計上してございました。今回3月の収納見込みという事で今現在では、最大4,300万円くらいの収入見込みを見てございます。収納率につきましては99.30%を今見込んでございます。

それと庁舎建設に係っての入札でございます。入札につきましては、基本調査設計ということで契約についても1本での契約になってございます。

それと今議員がおっしゃいました町民からの意見集約という事で3月10日までです

けれども現在個人の方から1件、自治会の方から3件承ってございます。 以上でございます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 管理課長。
- ○管理課長(工藤吉治君) 95ページの中学校管理運営に要する経費の委託料並びに 97ページの工事請負費の質問について申し上げます。この霧多布中学校のオイルタン クライニング工事につきましては、当初予算413万1,000円で予算計上しておりました。当初予算の中では、タンクの状況の確認をする事前調査とライニング工事を連続した工程を捉えまして、工事請負費の中で一括予算計上しておりましたけれども実際、工事する中で財政より指摘があり、この分については、予算の組み換えをした方が適正であるという事からの予算141万5,000円であります。霧多布中学校のオイルタンクライニング工事につきましては、初めにタンクの圧力検査をしましてそれがタンク内に漏れがない事が確認され更には、タンク内の鉄板の厚さの検査をしてからオイルタンクのライニング工事に入るという工程の中での工事の予算の組み替えという事でご理解を願います。
- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- **○10番(田甫哲朗君)** まず住宅使用料の件は99.30%の収納率という事で解りました。

ただ、歳入の予算計上で当初4,315万5,000円というのは、滞納分も入った予算なのかなと捉えるんですよ。保育料に関しては新年度予算から現年分と滞納分というふうに分けて記載があるので大変解りやすいと思って見ておりました。

今回は、予算書が出ているんですけれども、どうでしょうか、これを現年分と滞納分に分けて記載するという事は、可能なのでしょうか。収納したものを滞納に充てるのか、現年に充てるのかという現場での話もあった中で、これを分けて計上するということが可能かどうか答弁いただきたいと思います。

それとパブリックコメントなのですが、これは現在、個人から1件、自治体から3件という事でありました。今後、必要になってくるであろう住民の意見集約は、後で同僚議員からの一般質問の中でもありますので、時期等については伺えませんけれども今回、この実施された方法のパブリックコメントの資料となる基本構想の素案になるものの資料等は、支所に行って閲覧するか、あるいはホームページで閲覧してご意見を下さいと言う方法で実施されておりますけれども、果たしてこれがパブリックコメントをやる上

で有効な手段なのかなという事に疑問があります。わざわざ行って見てきて意見を書いて下さるという方は、あまりいないと言う思いがありますので今後、これを実施する方法は、どのように考えておられるのか、それとも今回コメントする数字を見て今後、検討していくという考えなのか、町内何カ所かによって資料を基にした説明を住民にして、それに対する意見をもらうという形で実施するのかという事について伺っておきます。

それと中学校管理は、本来であれば事前にしなければいけない加圧検査で実際に腐食防止をする工事内容と分けて計上しなければならないものを一括で計上したという事ですが、工事が終わった後に検査等をやらなければならない事があっての今回、新たな予算計上なのかなと思ったので伺いました。 400いくらのうちなど分けての計上が本来であると言う事で受け止めておきます。

以上です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- **〇総務課長(佐藤佳信君)** 予算計上の仕方についてですが、現年度分と滞納分という 事での表示の仕方は、可能でございますので29年度は、確定して予算書が出来上がっ ておりますので30年度に向けては、財政係と協議を進めたいと思います。

それと今回のパブリックコメント関係でございますが、町民の皆様に意見を募集しますという事で各戸に配付いたしました。素案につきましては、役場、支所、各戸配布等ホームページに載せてございます。資料につきましては、役場庁舎、本庁舎、支所に備え付けてございます。町民の皆様の意見の募集の中で何か意見等あった場合には、電話を下さいという事で希望者の方には、後日こちらの方からお届けするという事で考えてございました。今のところ問い合わせは、ないと言う事でございます。

それと自治会への説明という事ですけれども1カ所で皆様に集まっていただくと言う 事で考えてございます。

それと意見集約ですけれども、町民の皆様や個人の方、自治会長さん宛にも配布して ございます。以上でございます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- **〇10番(田甫哲朗君)** まず、使用料の関係の記載の仕方については、極力そのような方向でやっていただきたいと思っております。

学校については、了解いたしました。

今の件ですが今後、このパブリックコメントの方法について先程1ヵ所でとおっしゃ

ったかなと思うのですが、要するに町民に1ヶ所に集まっていただいて説明会を開いて 意見交換を行うというふうに捉えていいのかなと思ったんですが、もう一度説明をいた だきたいと思います。

それと現在、寄せられている3件の公表内容については、議会に提示は考えておられるのでしょうか。最後にそれを確認したいと思います。

- 〇議長(波岡玄智君) 総務課長。
- **〇総務課長(佐藤佳信君)** 今、町民の方の意見が1件、自治会からの意見が3件ある という事できていますので後ほど、お知らせする方向で考えてございます。

それとパブリックコメントですが色々な方法がありますので今回のような形で町民の 方からの意見をいただいて、それに基づいて基本計画等を作成して皆さんにお知らせす ると言う事でございます。以上でございます。

- ○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。3番鈴木議員。
- ○3番(鈴木誠君) 2点お尋ねします。まず予算書57ページの地域住民生活の緊急支援事業に要する経費、扶助費の結婚祝い金が24万9,000円の追加補正で出産祝い金が69万2,000円という計上になっておりますけれども、当初予算では、結婚祝い金30組で150万円、出産祝い金50組で250万円と理解をしているのですが、追加になったこの予算額の端数について説明をお願いしたいと思います。それぞれ5万円と言う様な当初予算での説明だったと思います。

次に73ページの環境政策に要する経費19節負担金補助及び交付金の補助金、霧多布湿原エゾシカ対策事業補助100万円の減額は、当初予算が100万円ですから、事業が実施されなかったという事なのでしょうけれども、この経過については、確か当初予算での説明では、暮帰別地区だったと思いますが、その辺の経過についてご説明をお願いしたいと思います。以上です。

- 〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(金澤剛君)** まず 5 7ページの扶助費の結婚祝い金と出産祝い金の関係でございます。

以前からもお知らせしているとおり、この扶助費につきましては、金券という形になっております。本人には、5万円分の金券をお渡しするという形になるところなんですけれども、例えば、使用実績でA商店で金券に基づいて買い物をした場合、その商店が

金券を町に換金しにくるという実績に基づいて端数がついているというところでございます。実績ですけれども実は、去年からの継続事業でございまして例えば3月に金券が交付されて3月のうちに金券を使われたという事であれば前年度の予算で執行するところですけれども年度を繰り越して4月、5月に使われたという事になりますと本年度で支払わなければいけないという形で前年度からの繰越分という事で追加補正をさせていただいたところでございます。

なお、本年度につきましては、結婚祝い金は20件、出産祝い金につきましては41 件の実績となっているところでございます。

続きまして73ページ霧多布湿原エゾシカ対策事業補助の関係でございます。議員おっしゃられますとおり本年度暮帰別地区という事の予定で100万円の予算措置をさせていただいたところでございます。結果としてエゾシカに対する電気柵の設置を見送り、暮帰別地区につきましては、設置を最終的に希望しないという答えが示されたことによりまして減額するものでございます。町としては、仲の浜、琵琶瀬、新川の次は暮帰別という想いで予算措置したところでありますけれども、地域の希望として設置しないと言う判断がされた事から減額するものでありますので、ご理解願いたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

○3番(鈴木誠君) 57ページの件ですけれども、これは前年度に交付した分の予算 も入っているというふうに理解をしていいのかと思うんですよ。150万円を計上して 20組しかないという事になるとその差額は、かなりな部分が出てくる訳です。今の説 明では、前年度の交付分が今年度の28年度分で支払われると言うような理解をすれば いいのかなとふうに捉えているのですが、もう少し分かりやすく説明して下さい。

それとエゾシカ対策の件ですけれども私は、この事業について疑問を持っていたものですから、その辺の事業は慎重にすべきではないかと思うんです。これまでも質問をしたかと思いますけれども全く地域の意向を聞かないまま次は、暮帰別地区という形で予算計上したと私は捉えるのですが予算計上するからには、それだけの精査をした中で計上すべきではないかと思いますけれども、余りにもずさんな予算計上だったのではないかと思うんです。その辺の考え方は、いかがですか。再度、答弁願います。

〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。

○企画財政課長(金澤剛君) 少し説明不足の点がありました。お詫び申し上げます。 先程、申し上げましたけれども3月に結婚されたので年度末ぎりぎりになってから本 人に金券を渡す事になり、その金券は3月中使われないという事は、想定されていた事で4月になってから金券を持って商店で買い物をされて、その買いものをした際に使用した券を商店の方が換金する為に町に申請しに来られるという形になります。その時点で新年度になっておりますので旧年度の予算から支出する事は出来ませんので新年度で支払いをする事になります。この事業なんですけれども、まだ2年目ですので当然、繰り越される形になるのですが、年月が経ってくると繰り越される分は、次の年も繰り越されると言う事で総体的に平均化されて同規模の予算措置で賄えると言う事になると思うのですが、今年度の場合につきましては2年目と言う事で前年度分からの繰越があると逆に来年度になりますと30年3月に交付した分は、31年度になってから使われるとい言う事がありますので、その分29年度の予算が余った分は、逆に総体の150万円は変わらない形の予算措置になろうかと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

エゾシカの関係ですが確かに議員おっしゃられるとおり確認不足だったという事は、 否めません。このような事で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

29年度の予算につきましては、地域の方からの意向をきちんと聞きまして、既に予算書をご覧になっていると思いますけれども、今年度については希望がないという事をきちんと調査しまして予算計上は見送らせていただいたところでございますので今後、その対応をきちんとさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 鈴木議員。
- **○3番(鈴木誠君)** 今の、エゾシカの関係ですが28年度の予算計上については地域 の意向を聞いていなかったと言う事なんですね。その確認だけしたいと思います。
- 〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(金澤剛君)** 地域の意向ですが、全く聞いていなかったという事ではないですが、やる事も視野に入れながら当初予算を組んだという事で最初から絶対付けるという判断は、されていなかったという事は、実情でありますので、ご理解いただきたいと思います。
- **○議長(波岡玄智君)** 他にありませんか。

4番中山議員。

〇4番(中山眞一君) 49ページふるさと納税の返礼品に関連しましてお尋ねさせて

いただきたいと思います。専決処分等でふるさと納税の給付金の合計が当初2,103万円のものが1億603万円の数字になっているかと思うのですが、昨年から見ると5倍になって1億円を超えて大変うれしい事だと思いますけれども、ふるさとチョイスに入れてから増えたという事で総務課の担当者も大変がんばっていると思いますが、この中の49ページの返礼品は、色々とありますけれども特にどういうものが多かったのか教えていただきたいと思います。

それから、ふるさとチョイスに入れたから5倍になったのか、またそれ以外の要因が あったのかどうか、昨年は、ふるさと納税を申し込んだけれども手に入らないとか色々 な事があったようですけども今年は、あったのかどうか、その点もお尋ねさせて下さい。

それから89ページ町道除雪業務委託料2,000万円の補正ですけれども、専決処分等も入れると1億円になったのではないかなと思います。去年も超えたように記憶をしていますけれども除雪費がずいぶん高くなっていますけども、昨日も出動していますけれども、トータルの除雪費はいくらになったのか教えていただきたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) ふるさと納税に係りましてお答えいたします。歳入ですけれども28年度当初予算27年度の実績では、2,000万円という事で当初スタートしました。その後、先ほど専決で2件程設立いただいたんですけども12月に5,000万円、更には1月に3,500万円を合わせまして今現在1億500万円の予算計上となってございます。3月5日現在のふるさと納税の入金の状況ですけれども1億399万6,003円という事で前年決算に比べまして約5倍になってございます。理由でございますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、ふるさとチョイスに掲載した後に増えてきてございます。

それとヤフーの公金決裁クレジットもやりました。それは、ふるさと納税を申し込んで画面上での決裁という事で納税者にとっては大変便利な制度で気軽に申込みいただくという事で、かなり増えたのではないかと思ってございます。

それと毛がにの関係ですが昨年は、不漁でした。今年につきましては、個数を限定して対応しております。

それと一番多い返礼品はウニでございます。以上でございます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 建設課長。
- **〇建設課長(酒井俊一君)** 除雪費の額ですが、昨日分は集計出来ておりませんので2

月末という事でお許しいただきたいと思います。 2月末現在で約8,100万円の額となっております。以上です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 中山議員。
- ○4番(中山眞一君) ふるさと納税の返礼品はウニが多いという事ですけれどもネットをみたら1万円からウニを返礼する事になっているのではないかと思いますけれども、特にこの暮れから今年に入りましてもウニの原価が高くなっていますが、その対応は出来ているのか心配をしているのですが、その辺の事情がありましたら教えていただきたいと思います。

それから昨年からみたら、やはり 5 倍にもなるようなふるさと納税の申し込みなのですが職員の対応については大丈夫なのかと心配になるのですが、その辺も教えて下さい。それから、町道の除雪業務 2 月末で 8,100万円、3 月も問題は町道除雪の財源ですがこれは補正の 4,000万円にしましても一般財源ですし今回の補正も一般財源ですよね。一般財源という事は時々、特別交付税に充当する時もあるという事ですけれども、この徐雪費いうのは、町民が払う税金だという事で捉えていいのか、その辺を教えていただければと思います。

- 〇議長(波岡玄智君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 今、ウニの話がでましたが年末から年明けにかけましてかなり値段が高騰してございます。今回の3月補正で通常であれば歳入に見合った歳出というふうに予算計上するところですけども今回は歳出のみ1,100万円という予算計上になってございます。これにつきましては、今お話ししましたウニの高騰によりまして従来1万円で5,000円相当のウニセットという事でございましたけれども内容的に厳しいものがありましたので単価を1,500円程、上積みさせてもらう形で今回補正をさせていただきました。

それと職員体制でございますが、今1人専任の職員で一生懸命頑張っております。 システム上で軽減になった部分もありますけれども課の中で助け合いながら対応してい きたいと思ってございます。以上でございます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 企画財政課長。
- **○企画財政課長(金澤剛君)** 除雪費の財源につきましてご説明を申し上げます。議員 おっしゃられますとおり特別交付税措置というのがあります。特別交付税ですけれども、 道を経由しまして調査が毎年くる事になっております。実際に除雪費がどれだけかかっ

ているのかと言う事を道を経由して総務省へ報告をするという形になっております。それに基づいて特別交付税措置という形になるところではございますけれども、交付税ですので予算書上、あくまでも一般財源で更に特別交付税ですので国の交付税特会の中から交付されるという形になります。除雪費ばかりではございませんので仮に1億円かかったとしても、その分ルール的に毎年50%相当入るというふうには、なかなか考えづらいのかなという事になっております。更にその基礎数値の報告期限がありますので、その報告期限後に降った雪については、その年に特別交付税で措置されるという形には残念ながらなりません。場合によっては、その分で積み残し分という事で翌年度に前年分の除雪経費ということで加味される事はございますけれども、どちらにしても本来の特別交付税を特定財源と考えて、それ以外の純然の一般財源については、多く負担をするという形になってしまうのが実情でございます。以上です。

○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから、議案第1号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号平成28年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第2号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第2号平成28年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末に当たり事業費の確定に伴う補正や保険給付費、国民健康保険税、国庫支出金の決算見込みに基づくもので今後、必要とされる予算の補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款・総務費では、共同電算化に要する経費で92万9,000円の追加補正。2款保険給付費では医療費等の実績見込みにより高額療養費127万4,000円を追加、出産育児諸費420万2,000円を減額、全体で292万8,000円の減額補正。3款後期高齢者支援金では、54万4,000円を減額。4款前期高齢者納付金では1,000円を追加。5款介護納付金では、36万円を減額。6款共同事業拠出金では、高額医療費拠出金112万円を追加、保険財政共同安定化事業拠出金2,177万2,000円の減額、全体で2,065万2,000円の減額補正。7款保健事業費では、健康づくり事業及び疾病予防事業に要する経費で49万9,000円追加、特定健康診査等に要する経費68万9,000円の減額。全体で19万円の減額補正。8款諸支出金では、平成27年度の国庫負担金補助等返還金857万4,000円を追加。以上により、今回の補正額は1,675万9,000円の減額となります。

一方、歳入につきましては、1款国民健康保険税では、428万3,000の追加で一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の最終収納見込みにより計上。2款国庫支出金では、変更申請による交付見込みにより国庫負担金1,192万9,000円を追加、国庫補助金1,197万3,000円を減額、全体では4万4,000円の減額補正。4款前期高齢者交付金では、50万6,000円を追加。5款道支出金では、高額医療費共同事業負担金他23万2,000円を追加。6款共同事業交付金では、共同事業交付金373万3,000円減額、保険財政共同安定化事業交付金2,148万7,000円減額は、いずれも国保連合会からの確定通知に基づく計上で全体で2,522万円の減額補正。8款繰入金では、保険基盤安定繰入金軽減分242万1,000円減額、保険基盤安定繰入金を減分242万円減額、事務費繰入金424万2,000円増額。

全体で80万9,000円減額しようとするものであります。9款繰越金423万5,000円は、前年度剰余金の追加。10款諸収入5万8,000円の追加は、健康診査等負担金などの実績見込みによるものであります。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は13億7,879万8,000となります。

なお、本補正予算につきましては、2月20日開催の国保運営協議会に諮問し、答申 をいただいております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第2号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

9番川村議員。

○9番(川村義春君) 123ページ歳入の一般会計繰入金の事務費繰入金でありますけれども、424万2,000円は一般会計の歳出59ページ国民健康保険特別会計繰出金の事務費分ということでの説明では、普通交付税算入分を繰り出すものという事で、一般会計上では、説明を受けて国保会計で事務費繰入金という事で受けるという中身だと思いますが、この普通交付税の算定されたその中身についてお知らせいただきたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 町民課長。
- **〇町民課長(渡部直人君)** 歳入の繰入金の事務費繰入金の関係ですけれども一般会計の国民健康保険税で特別会計の事務費繰出金の方で企画財政課長がご説明しましたけれども、普通交付税算入分の事務費の繰出しという形になっています。

この事務費の考え方は、国保会計と一般会計の旅費の部分につきましては、医療品以外のものに関しては、国保税の方で負担していただいたという形ですけれども、この度、地方財政計画で企画財政課にきている通知等に基づきましては、交付税算入されている経費としては、対象需用額になっているものと実は、この度、都道府県の部分で納付金の算定をやっていますけども、北海道の方から保険料算定の仕方として事務費分については、そちらの方の地方財政計画上、対象需用額として見ているので一般会計、国保の税としてかけるべきではないという考え方が示されまして、費用額が入っていますので、事務費相当分をこの度、対象経費の一部は総務費の中には国保の対象交付金の対象や補助金になっている部分もあるのですが、それを引いた残りの分を一般会計からこの度、事務費としていただく形になっています。

イメージとしては後期高齢者会計となっていますが他の純然たる保険料に入れないで経費をみるところがないので一般会計からいただく形になっております。

この度、道の国保医療課の指導と財政とで調整をさせていただき法定内の繰入という事で捉え繰入措置を行って29年度予算についてもそのような形で予算措置させていただいております。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。

○企画財政課長(金澤剛君) 普通交付税の国保分の算定の内容についてですが、42 4万2,000円と額が載ってございます。算出の根拠を計算して出した数字であります が算定の内訳としては、計算したものを持ち合わせておりませんので正確な内訳のお話 は、出来ませんけれども制度的な事でのお話をさせていただきたいと思いますが、保健 衛生費という形の費目で算入される事になります。国保の加入世帯数や加入者数の実績 に基づいて算入される形になります。それに単位費用補正係数というものがございます けれども、それもかけ合わせて実際に国保に加入されている方がどれだけいて、それに 係る事務費はどれだけ想定されるかというような計算方式が交付税の算定の中で示され ております。算入されている中で計算した結果で400万円程の事務費分が普通交付税 に基準財政需要額という結果での事務費の額という形になってございます。

なお、冒頭で申し上げましたとおり、詳細な基礎数値等については、ただ今、持ち合わせてございませんので、そちらについては後ほど資料をお示しさせていただきたいと思いますのでご理解願います。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 今、企画財政課長の方から普通交付税の基準財政需要額の中にしめる保健衛生費の中の基礎数値の中に今回の事務費繰入金が入っているという事で理解しました。ただ、町民課長から話が出ましたけれども、来年度以降の30年度から国保税が都道府県化され、事務費的なものが中に入っているのかなと思ったりしたので、この事務費の中に入って基礎数値の算定根拠の中には、含まれているのかどうか改めて町民課長にもう一度、説明してほしいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 町民課長。

〇町民課長(渡部直人君) 今回の部分は、あくまでも都道府県化の事務費経費とは、 別なものです。都道府県化の事務経費システム改修につきましては、別に予算を組ませ ていただいておりますので、純然たる一般的な事務費は企画財政課長が説明したとおり となっております。

以上です。

○議長(波岡玄智君) ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第2号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第3号平成28年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について

○議長(波岡玄智君) 日程第12 議案第3号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第3号平成28年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算 第1号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末に当たり決算見込みに基づく補正で後期高齢者医療広域連合納付金保険料、繰入金、繰越金など必要な予算の補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出2款後期高齢者医療広域連合納付金では、実績見 込みにより232万円を減額。

一方、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料では最終収納見込みによる減額で特別徴収保険料で91万円、普通徴収保険料の現年度分30万7,000円、滞納繰越分18万5,000円、全体で140万2,000円減額。2款繰入金では保険基盤安定繰入金101万1,000円、事務費繰入金45万2,000円の減額、全体で146万3、

000円減額。3款繰越金では前年度決算剰余金54万5,000円を追加するものであります。

この結果、今回の補正額は232万円減額で、補正後の歳入歳出の総額は6,776万4,000円となり今年度の後期高齢者医療特別会計は、ほぼ予算の範囲内で決算できる見込みであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第3号の質疑を行います。歳入・歳出一括して行います。

1番加藤議員。

○1番 (加藤弘二君) 後期高齢者医療制度について基本的なことでお聞きしたいと思います。保険料は、病院で診察を受けた時、後期高齢者医療制度というものは、国民健康保険税の保険料から独立して実際、私自身が後期高齢者保険制度を受けておりますが病院で診察を受けて保険料を払う段階で私の場合、保険料・診察料も3割負担、どちらにしても変わらず少しは、高齢者になった場合に医療費が安くなるという事を期待していたんですけれども、ほとんど変わりませんでした。一般的に後期高齢者になった場合にどのような面倒がみられるのかという事で、その違いが解らないので、その辺を教えてほしいと思います。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 町民課長。

○町民課長(渡部直入君) 後期高齢者医療制度の話ですけれども、後期高齢者医療制度は平成20年4月にスタートしております。対象者につきましては、75歳以上の方を対象にしております。一部65歳を超える重度の障害者の方とかも入っておりますけれども、この方々の保険料の医療費の負担は、1割負担が原則です。ただし、現役並みの世代の所得がある方につきましては、3割負担という形になります。現在、国保は3割負担ですので、それと同じ形になります。保険料の部分ですけれども、後期高齢者の加入者の中で基本的に負担していただくことになります。保険料の中で均等割と所得割があるのですが、こちらをそれぞれ納めていただくという形になります。それでこの部分では、軽減されるものもありますが一般的には、国民健康保険から離れた方の世代では、保険料率よりは若干、後期高齢者の方が低い状態になっております。高齢者の医療費の払い方ですけれども自分たちの集めた保険料と国保加入者、社会保険加入者の方々

の後期高齢者の支援金というものを集めます。

それと町村負担が一般会計の部分から出ておりますが、その人数に応じて負担しますが、この本人の負担分の保険料と保険者の拠出金と市町村の負担部分では、国や道の負担もありますけれども、これを合わせたもので医療費が払われているという制度なので現役世代の後期高齢者以外の人も支援金という形で出し合って高齢者を支えていくための制度と75歳以上の制度として分かれていますが、この方々の部分を本人負担としていただきながらの制度になったという事です。以上です。

○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第3号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第4号平成28年度浜中町介護保険特別会計補正予算 (第3号) について

○議長(波岡玄智君) 日程第13 議案第4号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第4号平成28年度浜中町介護保険特別会計補正予算第3号 について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、本年度の一般管理費及び介護給付費の支出見込みにより今後、必要とされる経費の追加及び減額について補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費では、介護保険推進に要する経費で一般職給料改正に伴う退職手当組合負担金等で1万1,000円の追加。2款保険給付費では、居宅介護サービス等給付に要する経費、居宅介護住宅改修に要する経費及び居宅介護福祉用具購入に要する経費で760万円の減、地域密着型介護サービス給付に要する経費150万円の追加、施設介護サービス給付に要する経費で430万円の追加、居宅介護サービス計画給付に要する経費で125万円の減、審査支払手数料で5万円の減、高額介護サービスに要する経費で30万円追加、特定入所者介護サービスに要する経費で90万円の減は、いずれも利用者の実績見込みによるもの。高額医療合算介護サービス等費は、財源調整。3款地域支援事業費では、二次予防事業に要する経費で通所型二次予防事業利用者の減により委託料7万円の減、包括的支援事業に要する経費で一般職給料改正に伴う地方公務員災害補償基金負担金1,000円の追加、2目任意事業費は、財源調整。

以上により、今回の補正額は375万8,000の減額となります。

一方、歳入につきましては、1款介護保険料第1号被保険者保険料50万4,000円の減。2款国庫支出金介護給付費負担金217万9,000の減。現年度分調整交付金及び前年度生産交付金76万円の減。3款道支出金介護給付費負担金100万4,000円の減、現年度分地域支援事業交付金及び前年度精算交付金3万2,000円の減。5款支払基金交付金、介護給付費交付金242万3,000円の減は、いずれも歳出に伴う交付見込みによるもの。6款繰入金、介護給付費繰入金及び前年度精算繰入金49万3,000円の減、事務費繰入金32万円の追加は、いずれも歳出増減に伴うもの。低所得者保険料軽減繰入金は、保険料第1段階者の人数確定により5万8,000円の減、介護保険給付費準備基金は、歳入不足見合い分として108万円の追加。7款繰越金、前年度余剰金229万5,000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は4億3,564万1,000円となります。 以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第4号の質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

○議長(波岡玄智君) ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号平成28年度浜中診療所特別会計補正予算 (第3号) について

○議長(波岡玄智君) 日程第14 議案第5号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第5号平成28年度浜中診療所特別会計補正予算第3号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、平成28年度浜中診療所特別会計の決算見込みに基づく補正予算で 光熱水費等の不足分の追加と事業費の確定等による減額について補正をお願いしようと するものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費では、浜中診療所維持管理に要する経費で7節賃金の施設管理人賃金4,000円、11節需用費の光熱水費17万円合わせて17万4,000円追加。浜中診療所運営に要する経費で2節給料の一般職250万円などの減額で899万6,000円の減額。2款医業費では、医業に要する経費で11節需用費の医薬材料費100万円など208万円の減額。入院患者等給食に要する経費で11節需用費の賄材料費80万円の減額。3款公債費では23節償還金利子及び割引料は地方債償還利子の9万3,000円を減額。

以上により、今回の補正額は1,179万5,000円の減額となります。

一方、歳入につきましては、1款診療収入では、1項入院収入で国民健康保険診療報酬収入176万1,000円減で総額288万1,000円を減額、2項外来収入では、後期高齢者診療報酬収入176万3,000円などの追加で総額485万8,000円の追加、3項その他診療収入では、諸検査等収入の29万4,000円の追加。2款使用料及び手数料では、治療用品及び薬剤容器料で25万1,000円の追加。3款国庫支出金では診療諸費補助金の医療施設等設備整備補助の実績により、6万3,000円の減額。4款繰入金1,870万7,000円の減額は、一般会計繰入金で財源調整。5款繰越金では、前年度剰余金402万3,000円の追加。6款諸収入では、職員等給食費27万円の減額。7款町債では、総務管理債の過疎地域自立促進特別事業債の実績により70万円を追加補正するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,179万5,000円を減額し 2億4,734万7,000円にしようとするものです。

以上、提案の理由について、ご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいます ようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第5号の質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第5号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第6号平成28年度浜中町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について

○議長(波岡玄智君) 日程第15 議案第6号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第6号平成28年度浜中町下水道事業特別会計補正予算第2号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、平成28年度の決算見込みに基づくものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費では、一般管理に要する経費104万 8,000円の減は、9節旅費7万9,000円の減、13節委託料82万7,000の減、 19節負担金補助及び交付金1万4.000円の追加など確定と執行残及び不足見込みに よるもの。2款下水道費では特定環境保全公共下水道事業に要する経費で2,072万4, 000円の減は、7節賃金1万4,000円の追加、11節需用費18万円の減、13節 委託料405万1,000円の減は浜中地区管渠実施設計業務委託料等に係るもの。15 節工事請負費1,626万4,000円の減は、霧多布クリーンセンター長寿命化工事に係 るものなど不足見込みと確定及び執行残によるもの。漁業集落排水事業に要する経費で 15節工事請負費281万9,000円の減は執行残。霧多布クリーンセンター管理運営 に要する経費119万7,000円の減は、11節需用費81万5,000円の減、13節 委託料21万5,000円の減、27節公課費2万3,000円の追加など確定と執行残及 び不足見込みによるもの。茶内クリーンセンター管理運営に要する経費88万7,000 円の減は、11節需用費38万5,000円の減、13節委託料62万1,000円の減、 19節負担金補助及び交付金13万5.000円の追加など確定と執行残及び不足見込み によるもの。散布クリーンセンター管理運営に要する経費112万5,000円の減は、 11節需用費47万1,000円の減、13節委託料31万9,000円の減など各定と執 行残によるもの。特定環境保全公共下水道管渠施設の維持に要する経費では、438万 5,000円の減、11節需用費397万円の減、13節委託料110万7,000円の減 など確定と執行残によるもの。農業集落排水管渠施設の維持に要する経費73万2,00 0円の減は、11節需用費50万9,000円の減など確定によるもの。漁業集落排水管 渠施設の維持に要する経費29万4,000円の減は、16節原材料費15万6,000円

の減など確定によるものであります。

以上により、今回の補正額は3.321万1.000円の減額となります。

一方、歳入につきましては、1款分担金及び負担金では、公共下水道事業受益者分担金など98万7,000円の追加。2款使用料及び手数料では、公共下水道使用料など53万円の追加。3款国庫支出金では、公共下水道事業補助890万6,000円の減額。4款繰入金では、一般会計繰入金1,822万2,000円の減額は、公共下水道事業分1,047万2,000円、農業集落排水事業分369万3,000円、漁業集落排水事業分405万7,000円でいずれも減額。7款町債特定環境保全公共下水道整備事業債760万円を減額しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億1,341万7,000円となります。 以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第6号の質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。
- **〇議長(波岡玄智君)** これから、議案第6号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第7号平成28年度浜中町水道事業会計補正予算 (第2号) について

○議長(波岡玄智君) 日程第16 議案第7号を議題とします。本案について提案理

由の説明を求めます。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

〇町長(松本博君) 議案第7号平成28年度浜中町水道事業会計補正予算第2号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、決算見込みによるものであります。補正の内容を申し上げますと予算第3条収益的収入及び支出では、収入で1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金125万3,000円の減額。

支出では、1款水道事業費用、1項営業費用1目浄水及び配水費125万7,000円の減額は、上水汚泥処理に経費の未執行額及び浄水場動力費の減額と水道施設除雪業務に係る委託料の不足見込みによる追加。2目総係費4,000円の追加は、制度改正に伴う翌年度の期末勤勉手当引当金の不足額であります。以上により、補正額の収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ125万3,000円を減額し、2億341万7,000円となります。次に、予算第4条資本的収入及び支出では、収入で1款資本的収入、1項1目工事負担金21万6,000の減額支出では,1款資本的支出、1項建設改良費、1目メーター費67万4,000円の減額は、いずれも確定と実績見込みによるものであります。

これにより、補正後の資本的収入の予定額は、361万5,000円、資本的支出は5,815万5,000円となり、資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額で5454万円となりますので、過年度分損益勘定留保資金で補てんする額4,499万8,000円を4,454万円に改めようとするものであります。予算第6条で定めた議会の議決を得なければ流用する事が出来ない経費、職員給与費は4,000円を追加し433万6,000円。予算第7条に定めた他会計からの補助金は、6,136万9,000円と6,011万6,000円にそれぞれ改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますよう、お 願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第7号の質疑を行います。

〇議長(波岡玄智君) ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これから、議案第7号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定する事に、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

〇議長(波岡玄智君) この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 2時49分)

(再開 午後 3時17分)

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 町政執行方針

○議長(波岡玄智君) 日程第17 町長より平成29年度町政執行方針の表明を受けます。

町長。

〇町長(松本博君) 平成29年第1回浜中町議会定例会の開会にあたり、新年度における町政執行の基本姿勢と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様に、ご理解をいただきたいと存じます。

(町政執行方針説明あるも省略)

◎日程第18 教育行政執行方針

- ○議長(波岡玄智君) 日程第18 教育長より、平成29年度教育行政執行方針の表明を受けます。
- 〇議長(波岡玄智君) 教育長。
- ○教育長(内村定之君) 平成29年第1回浜中町議会定例会の開会に当たり、新年度 における教育行政執行の基本姿勢と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆様並び

に町議会議員の皆様に、ご理解をいただきたいと存じます。 (教育行政執行方針説明あるも省略)

◎延会の議決

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

議事日程の進行上、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎延会の宣告

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。 本日は、これで延会します。

(延会 午後 4時46分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議員

議員